

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

佐賀県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係			
				10	14	3					19						
41	201	佐賀市	男女共同参画課	1	1	1	1	佐賀市男女共同参画を推進する条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第4次佐賀市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
41	202	唐津市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	唐津市男女共同参画基本計画(第5次)	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
41	203	鳥栖市	市民協働課	1	2	1	1				4	第3次鳥栖市男女共同参画行動計画	2023年4月	~	2033年3月	1	1
41	204	多久市	総合政策課	1	2	1	1				4	第4次多久市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
41	205	伊万里市	企画政策課	1	1	1	1	伊万里市男女協働参画を推進する条例	2016年3月25日	2016年4月1日		第5次伊万里市男女協働参画基本計画 あなたとわたしのきらめきプランV	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
41	206	武雄市	男女参画・市民協働課	1	2	1	1				4	第4次武雄市男女共同参画推進計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
41	207	鹿島市	男女共同参画推進室	1	2	2	1				4	第3次鹿島市男女共同参画基本計画・第2次鹿島市DV対策基本計画	2021年5月	~	2026年3月	1	1
41	208	小城市	企画政策課	1	2	1	1				4	第3次小城市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
41	209	嬉野市	企画政策課	1	2	1	1	嬉野市男女共同参画を推進する条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次嬉野市男女共同参画行動計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
41	210	神埼市	市民課	1	2	2	1				4	第4次神埼市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
41	327	吉野ヶ里町	財政協働課	1	2	1	1				4	第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画(DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画を中心)	2021年4月	~	2026年3月	1	1
41	341	基山町	まちづくり課	1	2	1	2				4	第2次基山町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
41	345	上峰町	総務課	1	2	2	1				4	上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画	2022年4月	~	2032年3月	2	1
41	346	みやき町	情報未来課	1	2	2	2				4	第3次みやき町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
41	387	玄海町	企画商工課	1	2	2	2				2						1
41	401	有田町	まちづくり課	1	2	2	1				4	第3次有田町男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
41	423	大町町	企画政策課	1	2	2	2				4	第2次大町町男女共同参画計画	2021年度	~	2025年度	1	1
41	424	江北町	総務政策課	1	2	2	2				2	第3次江北町男女共同行動計画	2021	~	2025	2	1
41	425	白石町	総合戦略課	1	2	2	1				4	第3次白石町男女共同参画推進プラン	2021	~	2025	1	1
41	441	太良町	総務課	1	2	2	2				4	第2次太良町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)									
		担当課(室)名	所属			事務所掌	の有無	連絡会議	の有無	の有無	問3-1 有	問3-1 無	問4-1 有	問4-1 無					
											問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況

<選択肢回答>

所属 庁内連絡会議

- 1 首長部局
2 教育委員会
1 有
2 無

事務所掌 諮問機関

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない
1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す
2 2026年度以降の制定を目指す検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

佐賀県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体					
		問6-1			問6-4 所在地等						施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
	0										0	0	0	0	0	0
41 201	佐賀市															
41 202	唐津市															
41 203	鳥栖市															
41 204	多久市															
41 205	伊万里市															
41 206	武雄市															
41 207	鹿島市															
41 208	小城市															
41 209	嬉野市															
41 210	神埼市															
41 327	吉野ヶ里町															
41 341	基山町															
41 345	上峰町															
41 346	みやき町															
41 387	玄海町															
41 401	有田町															
41 423	大町町															
41 424	江北町															
41 425	白石町															
41 441	太良町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

佐賀県

都 道 府 県 コ イ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業							
					設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集
			0	0			0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	201	佐賀市																
41	202	唐津市																
41	203	鳥栖市																
41	204	多久市																
41	205	伊万里市																
41	206	武雄市																
41	207	鹿島市																
41	208	小城市																
41	209	嬉野市																
41	210	神埼市																
41	327	吉野ヶ里町																
41	341	基山町																
41	345	上峰町																
41	346	みやき町																
41	387	玄海町																
41	401	有田町																
41	423	大町町																
41	424	江北町																
41	425	白石町																
41	441	太良町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

佐賀県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
/	/	/	1			10	0	0.0	13	1	7.7	10	0	0.0	9	2	22.2	2,388	69	2.9
41	201	佐賀市				1	0	0.0	2	0	0.0							659	36	5.5
41	202	唐津市				1	0	0.0	2	0	0.0							364	9	2.5
41	203	鳥栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	6	8.0
41	204	多久市				1	0	0.0	1	0	0.0							103	2	1.9
41	205	伊万里市	2001年1月13日	伊万里市・男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							179	5	2.8
41	206	武雄市				1	0	0.0	2	0	0.0							107	0	0.0
41	207	鹿島市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	2	2.4
41	208	小城市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	4	2.2
41	209	嬉野市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
41	210	神埼市				1	0	0.0	1	1	100.0							121	2	1.7
41	327	吉野ヶ里町										1	0	0.0	1	1	100.0	39	0	0.0
41	341	基山町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
41	345	上峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
41	346	みやき町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	1	1.8
41	387	玄海町										1	0	0.0	0	0	0	1	0	0.0
41	401	有田町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
41	423	大町町										1	0	0.0	1	1	100.0	31	0	0.0
41	424	江北町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
41	425	白石町										1	0	0.0	1	0	0.0	175	0	0.0
41	441	太良町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

佐賀県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード									
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																									
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
					773	627	11,169	3,929	35.2	383	346	5,244	1,610	30.7	106	63	634	118	18.6	457	76	16.6	477	76	15.9												
	小計									368	331	4,851	1,492	30.8	104	62	622	117	18.8																		
41	201 佐賀市	43.0	2026年3月		50	47	1,288	573	44.5	法律、条例、規則により設置されている審議会等						38	38	555	204	36.8	6	3	44	7	15.9	45	10	22.2	46	10	21.7	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日
41	202 唐津市	50.0	2030年3月		73	64	2,044	801	39.2	①法律により設置されている委員会等 ②法律もしくはこれに基づく政令又は条例により設置されている委員会等 ③条例、規則、要綱等により設置されている協議会、委員会等						34	30	803	276	34.4	6	5	35	9	25.7	30	7	23.3	31	7	22.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
41	203 烏栖市	40.0	2033年3月		53	49	790	302	38.2	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等						19	19	223	66	29.6	5	3	27	5	18.5	28	5	17.9	29	5	17.2	1		1		1	
41	204 多久市	40.0	2028年3月		54	32	529	209	39.5	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等						15	12	153	42	27.5	5	3	25	3	12.0	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
41	205 伊万里市	40.0	2028年3月		53	50	852	291	34.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員及び180条の5に基づく委員会委員の数に規則・要綱で設置している審議会等委員及び法令に基づく委員・相談員の数を合算した数						14	14	201	49	24.4	6	5	33	7	21.2	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
41	206 武雄市	40.0	2028年3月		52	44	1,021	352	34.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員及び180条の5に基づく委員会委員の数に規則・要綱で設置している審議会等委員及び法令に基づく委員・相談員の数を合算した数						20	18	330	102	30.9	5	3	58	7	12.1	24	8	33.3	25	8	32.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
41	207 鹿島市	40.0	2026年3月		29	26	338	113	33.4	施策の決定等に関する審議会・協議会等						14	14	157	45	28.7	5	3	25	7	28.0	25	5	20.0	26	5	19.2	1		1		1	
41	208 小城市	36.0	2027年3月		48	41	671	216	32.2	①地方自治法第202条の3に基づき市が設置する附属機関 ②地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ③上記に該当しない機関で、学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを主な目的として、規則・要綱等に基づき市が設置するもの(要領は含まない)						23	20	275	84	30.5	5	4	30	6	20.0	21	5	23.8	22	5	22.7	1		1		1	
41	209 姪野市	40.0	2028年3月		83	50	836	285	34.1							44	38	609	190	31.2	5	3	27	6	22.2	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1	
41	210 神埼市	40.0	2030年3月		49	43	663	181	27.3	市の所管する全審議会等						13	13	151	28	18.5	5	2	27	5	18.5	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
41	327 吉野ヶ里町	40.0	2026年3月		13	13	123	35	28.5	地方自治法第202条の3に該当する「審議会等」及び町独自の条例に基づき町の付属機関として設置される「審議会等」						13	13	123	35	28.5	5	3	24	6	25.0	11	1	9.1	12	1	8.3	2	2025年9月1日	2	2025年9月1日	2	2025年9月1日
41	341 基山町	30.0	2031年3月		33	25	324	102	31.5	条例、規則、要綱等により設置されている会議等。						28	23	296	99	33.4	5	2	28	3	10.7	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
41	345 上峰町			2032年3月までに30%	14	9	103	27	26.2							5	4	53	14	26.4	5	3	23	7	30.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
41	346 みやき町	30.0	2027年3月		24	18	254	47	18.5							18	16	205	40	19.5	5	2	37	5	13.5	21	2	9.5	22	2	9.1	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日
41	387 玄海町	30.0	2025年3月		31	23	240	54	22.5							9	6	92	13	14.1	6	3	31	6	19.4	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1	
41	401 有田町	35.0	2026年4月		29	25	309	106	34.3							17	15	191																			

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

佐賀県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	
									15	15	393	118	30.0	2	1	12	1	8.3										
	佐賀市								6	6	132	42	31.8	2	1	12	1	8.3										
	唐津市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	鳥栖市								5	5	105	43	41.0	0	0	0	0	0.0										
	多久市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	伊万里市								2	2	45	13	28.9	0	0	0	0	0.0										
	武雄市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	鹿島市								2	2	111	20	18.0	0	0	0	0	0.0										
	小城市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	嬉野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	神埼市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	吉野ヶ里町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	基山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	上峰町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	みやき町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	玄海町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	有田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	大町町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	江北町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	白石町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										
	太良町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0										

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

佐賀県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5	
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード	その他	うち管理職数				調査時点コード	その他						
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災部局危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他		
41 201	佐賀市	171	39	22.8	138	27	19.6	20	2	10.0	18	2	11.1	40	5	12.5	36	5	13.9	111	32	28.8	84	20	23.8	124	24	19.4	112	23	20.5	234	72	30.8	162	46	28.4	1		
41 202	唐津市	118	17	14.4	101	13	12.9	14	4	28.6	12	3	25.0	33	3	9.1	30	3	10.0	71	10	14.1	59	7	11.9	8	3	37.5	6	1	16.7	337	69	20.5	276	59	21.4	1		
41 203	鳥栖市	61	7	11.5	61	7	11.5	9	0	0.0	9	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	37	6	16.2	37	6	16.2	47	15	31.9	47	15	31.9	50	17	34.0	1					
41 204	多久市	23	5	21.7	21	5	23.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	23	5	21.7	21	5	23.8	34	4	14.7	29	4	13.8	49	18	36.7	39	13	33.3	1	
41 205	伊万里市	52	5	9.6	41	4	9.8	14	1	7.1	13	1	8.3	5	0	0.0	4	0	0.0	0	33	4	12.1	21	1	12.0	57	19	33.3	48	14	29.2	141	66	46.8	94	39	41.5	1	
41 206	武雄市	61	12	19.7	50	10	20.0	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0	0	0	0	0	49	10	20.4	38	8	21.1	107	41	38.3	84	32	38.1	13	5	38.5	11	5	45.5	1	
41 207	鹿島市	31	5	16.1	22	5	22.7	4	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	27	5	18.5	19	5	26.3	34	11	32.4	24	6	25.0	51	21	41.2	33	19	57.6	1	
41 208	小城市	45	6	13.3	36	4	11.1	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	0	36	5	13.9	28	3	10.7	35	7	20.0	26	4	15.4	82	36	43.9	65	25	38.5	1	
41 209	嬉野市	33	9	27.3	33	9	27.3	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	0	25	8	32.0	25	8	32.0	53	20	37.7	53	20	37.7	17	6	35.3	17	6	35.3	2	2025年8月1日
41 210	神埼市	41	8	19.5	37	6	16.2	6	1	16.7	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	35	7	20.0	32	6	18.8	20	7	35.0	16	3	18.8	53	15	28.3	47	10	21.3	1		
41 327	吉野ヶ里町	17	5	29.4	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	17	5	29.4	14	3	21.4	21	7	33.3	19	5	26.3	28	12	42.9	24	8	33.3	2	2025年7月1日
41 341	基山町	20	5	25.0	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	20	5	25.0	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0	43	12	27.9	43	12	27.9	1	
41 345	上峰町	12	5	41.7	12	5	41.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	12	5	41.7	12	5	41.7	13	5	38.5	13	5	38.5	18	9	50.0	18	9	50.0	1	
41 346	みやき町	31	3	9.7	27	1	3.7	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	24	3	12.5	20	1	5.0	35	14	40.0	29	9	31.0	27	14	51.9	20	9	45.0	1	
41 387	玄海町	10	3	30.0	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	30.0	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0	23	8	34.8	23	8	34.8	1	
41 401	有田町	25	6	24.0	19	4	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	25	6	24.0	19	4	21.1	39	15	38.5	31	12	38.7	43	21	48.8	30	12	40.0	1	
41 423	大町町	12	1	8.3	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	1	8.3	11	1	9.1	12	6	50.0	9	4	44.4	14	7	50.0	12	5	41.7	2	2025年8月1日	
41 424	江北町	9	2	22.2	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	9	2	22.2	7	1	14.3	11	3	27.3	9	1	11.1	21	6	28.6	18	4	22.2	1		
41 425	白石町	20	2	10.0	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	20	2	10.0	20	2	10.0	20	2	10.0	20	60	19	31.7	57	16	28				

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

佐賀県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都 市		市 区				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道 府	市 区	道 府	市 区			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7									
区	区	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合	問12-3で1.を選択した場合	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合	該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。								
府	町	府	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていな い。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていな い。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
県	村	県	町	11	1の合計	19	0	18		5			19	19	19	19	11				
コ	コ	コ	村	5	2の合計	0	18	1		11			0	0	0	0	0				
I	I	I	ド	0	3の合計	0	1			3			0	0	0	0	0				
D	D	D	名	4	4の合計	1	0						1	1	1	1	0				
41	201	佐賀市	1	佐賀市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓をすることができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	佐賀市議会	1	2	1	佐賀市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2							1	1	1	1	1
41	202	唐津市	1	唐津市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに必要な事項を定めるものとする。	唐津市議会	1	2	1	唐津市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議長等が自己都合、疾病その他の事由により、本会議、唐津市議会委員会条例(平成23年条例第1号)に規定する委員会若しくは唐津市議会会議規則(平成23年議会規則第1号)第163条の規定による議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場又は同規則第164条に規定する議員の派遣若しくは同規則第104条に規定する委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合又は活動休止の届け出があった場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により支給する議員報酬の月額は、前条に定める議員報酬の月額に、当該議長等が会議等を欠席した日又は前項に規定する届け出に記載された活動休止日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日のいずれか早い日の前までの期間(以下「活動休止期間」という。)に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 活動休止期間 支給割合 90日を超える180日以下であるとき 100分の80 180日を超える365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50					1	1	1	1	1
41	203	鳥栖市	1	鳥栖市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反する恐れがなく、かつ、職務執行上又は事務処理上、誤解や混乱を招く恐れないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳥栖市議会	1	2	1	鳥栖市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	1		鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 前条の規定にかかわらず、議員が自己都合、疾病その他の事由により定期会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、議会改革検討会、議員の派遣及び委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合又は活動休止届出書の提出があつた場合は、当該議員の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の月額は、前条に定める議員報酬の月額に、当該議員が会議等を欠席した日又は前項に規定する届け出に記載された活動休止日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日(以下「復帰日」という。)のいずれか早い日の前までの期間(以下「活動休止期間」という。)における減額期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 【減額期間】 【割合】 90日を超える180日を超えない期間 100分の80 180日を超える365日を超えない期間 100分の70 365日を超える期間 100分の50 3 前項の規定は、活動休止期間が90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月から、復帰日の属する月(以下「復帰月」という。)まで適用する。ただし、活動休止期間が90日を経過した日の属する月と復帰月が同一の場合は、復帰月の翌月に支給する議員報酬に適用する。					1	1	1	1	1
41	204	多久市	2			1	2	1	多久市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議員が、本人の意志によるか否かにかかわらず会議等に出席しない場合で、当該期間が90日を超えるものを長期欠席とし、長期欠席の期間により減額する。					1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都 道 府 県 コ イ ド	市 区 町 村 会 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定がなく、過去に期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
41205	伊万里市	伊万里市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、伊万里市に勤務する一般の職員(臨時及び非常勤の職員を除く以下「職員」という)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる利益及び不都合を経済し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という)を職務上使用することに関する事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を得て、車両の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	伊万里市議会	1	2	1	伊万里市議会規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合においては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第2項 議員が自己都合、疾病その他の事由により、本会議、伊万里市議会委員会条例(昭和24年条例第17号)に規定する委員会若しくは伊万里市議会会議規則(昭和31年議会告示第1号)第117条に規定する議員の派遣若しくは同規則第64条に規定する委員の派遣(以下「会議等」という)を欠席した場合又は活動休止の届出(以下この条において「活動休止届」という)があった場合は、前項の規定にかかるわらず、当該議員の議員報酬を減額して支給する。ただし、次に掲げる場合を除く。 (1)伊万里市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第39号)に基づき認定された公務又は活動による災害 (2)女性の議員の出産。ただし、伊万里市議会会議規則第2条第2項又は第56条の2第2項の規定による欠席届が提出されている場合に限る (3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者 (4)その他議長がやむを得ないと認める事由	1	1	1	1	1	1	
41206	武雄市	武雄市職員の旧姓使用に関する規定 ○武雄市職員の旧姓使用に関する規程 平成31年1月24日 訓令第1号 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた一般職の職員(以下「職員」という)が、改姓前の氏(以下「旧姓」という)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用的承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2. 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て任命権者に提出するものとする。 (承認) 第3条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 2. 任命権者は、前項の承認通知書を通知したときは、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第4条 前項に定める承認を受けた職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、旧姓を使用できるものとする。 (1) 公務力の行使に關係する場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他の外部の機関等に支障を及ぼすおそれがある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの構成又は設定に変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混亂を生じさせるおそれがある場合 (承認の取消) 第5条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用的承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 2. 前項の旧姓使用中止届は、所属長を経て任命権者に提出するものとする。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならぬ。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに當たっては、常に市民及び他の職員に誤解又は混亂等が生じないように努めるとともに、旧姓の使用的承認を受けた場合は、原則として旧姓を使用しなければならない。 (他の任命権者に届け出た者の取扱) 第8条 他の任命権者へ申請した第2条の規定による申請は、他の任命権者に行なったものとみなす。 (補則) 第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	武雄市議会	1	2	1	武雄市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
41207	鹿島市	鹿島市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が改正前の氏(以下「旧姓」という)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。	鹿島市議会	1	3	1	鹿島市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定は、遅参、早退及び一時退席について準用する。 3 第1項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産により欠席することができる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。	1	鹿島市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定は、遅参、早退及び一時退席について準用する。 3 第1項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産により欠席することができる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。	1	1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することができない場合は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
41 208	小城市	1	小城市職員旧姓使用取扱要項 第1条 この訓令は、婚姻、妻子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。(適用職員)	小城市議会	1	2	1	小城市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議員の出産(産前産後期間の範囲内)による長期欠席については、報酬減額の規定は適用しない。		1	1	1	1	1	
41 209	嬉野市	1	嬉野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招く恐れのない文書について、旧姓を使用することができる。	嬉野市議会	1	2	1	嬉野市議会会議規則 第2条第2号 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1		
41 210	神埼市	2		神埼市議会	1	2	1	神埼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
41 327	吉野ヶ里町	1	吉野ヶ里町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文章等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	吉野ヶ里町議会	1	2	1	吉野ヶ里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	欠席期間に含まれないため減額なし		1	1	1	1	1	
41 341	基山町	1	基山町職員旧姓使用取扱要綱 基山町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際して、その取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。 改正注記案沿革 (旧姓使用的範囲) 第2条 旧姓の使用は、別表第1に掲げる文書等とする。ただし、別表第2に掲げる文書等については、旧姓を使用することができない。 (承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、旧姓が専ら組織内部で使用され、法律等に抵触するおそれがない、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用について承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合、旧姓使用承認通知書(様式第2号)を所長に提出して当該職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。	基山町議会	1	2	1	基山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (長期欠席をした場合の議員報酬の減額) 第3条 この条例において「長期欠席」とは、第1号から第3号までのいずれかを欠席した日から、その日後最初に第1号から第5号までのいずれかに出席した日、議長に復帰等する旨の届出のあつた日、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日のいずれか早い日(以下「出席等した日」という。)の前日までの期間が、90日を超えるものという。 (1) 議会定例会及び臨時会の会期 (2) 基山町議会委員会条例(昭和35年条例第18号)第6条第1項に規定する委員会 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の通常に關し協議又は調整を行つたための場 (4) 地方自治法第100条第13項の規定による派遣 (5) 基山町議会会議規則(平成元年議会規則第1号)第73条の規定による派遣 2 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の月額は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月(その日の月初であるときは、その日の属する月)から出席等した日の属する月(その日の月初であるときは、その日の属する月の前月)までの間、前条の規定にかかるわらず、同様に規定する議員報酬の月額(別表第2の左欄に掲げる支給月の初日の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月と復帰月が同一の場合は、復帰月の翌月に支給する議員報酬に適用する。 3 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (1) 議員の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第26号)第3条第3項の規定により認定された公務又は通勤により生じた災害 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由		1	1	1	1	1	1
41 345	上峰町	4		上峰町議会	1	2	2	みやき町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
41 346	みやき町	2		みやき町議会	1	2	1					1	1	1	1		
41 347	玄海町	4			4							4	4	4	4		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
県 コ ド 下	村 コ ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他		
41 401	有田町	2	有田町議会	1	2	1	有田町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
41 423	大町町	4	大町町議会	1	2	1	大町町議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
41 424	江北町	2	江北町議会	1	2	1	江北町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
41 425	白石町	1	白石町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準に該当するものとする。 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2. 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して町長に提出しなければならない。	白石町議会	1	2	1	白石町議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
41 441	太良町	4			1	2	1	太良町議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

佐賀県

